

社員規程

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO 社員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO(以下「当法人」という。)定款第7条に定める当法人の規定に基づき、社員の入退会及び会費に関し、必要な事項を定め、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(社員の種別)

第2条 定款第5条に規定する社員は、次の各号いずれかに該当する個人、法人及び団体とする。

- (1)個人社員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)法人社員 当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体

(入会手続)

第3条 当法人の社員になろうとする個人、法人及び団体は、理事会が定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書に対しては、次に掲げる事項を基に理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
 - (1)成年被後見人又は被保佐人でない者であること
 - (2)入会申込書から、社員としてふさわしいものと認められる個人、法人及び団体であること。

(会費)

第4条 社員は当法人の定款第7条に基づき、次に掲げる会費を支払うものとする。

- (1)個人社員 10,000(一口 10,000 円、一口以上)
- (2)法人社員 100,000(一口 100,000 円、一口以上)
- 2 会費は年度単位で納入するものとする。
- 3 前1項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用等のために充当するものとする。

(寄付金)

第5条 社員は会費のほか、寄付金を支払うことができる。

- 2 寄付金の取扱いは、別に定める寄付金等取扱い規程によるものとする。

(社員名簿)

第6条 入会者は、社員の種別毎に社員名簿に登録する。

- 2 社員名簿に登録された個人社員に関する情報については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会)

第7条 社員は、理事会が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、社員名簿の登録を抹消する。

- 2 当法人の定款第9条及び第10条の規定により、退会以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項に準じて社員名簿の登録を抹消する。

(会費の不返還)

第8条 社員が事業年度途中において退会及び社員の資格喪失した場合については、当該事業年度において納入した会費及び寄付金については、これを返還しない。

附則

この規程は、一般社団法人ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO の設立登記の日から施行する。
この規定は、平成27年2月9日より施行する。